

平成29年第9回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月24日（木）
午前9時00分から午前10時30分
2. 開催場所 西海公民館
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（18人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎						
会長代理	2 番	太田 尚臣						
委 員	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	6 番	志田 邦彦		
	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	9 番	高口 和子		
	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	12 番	松尾 均		
	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	15 番	朝長 久夫		
	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	18 番	水嶋 政明		
	19 番	三枝 政人						

5. 欠席委員（1人）
3 番 白石 幸憲

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
議案第43号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する
意見について
議案第44号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項

- 第10号 農地転用許可不要案件届出について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第9回総会を開会いたします。本日、3番：白石委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、以降の議事の進行は岩崎会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、8番知念委員、9番高口委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。2件申請されておりますが関連がありますので一括して審議を行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番を説明いたします。資料は2頁になります。所在が西彼町白似田郷字峰田原（ミネタバル）、の田、計1筆・2,070㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人：高齢につき耕作できないため、譲り受け人：譲渡人の希望もあり、また申請地は譲受人の耕作地に近く、耕作に便利のため」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっております。

関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅から約2.6kmのところ申請地があり、車で約7分です。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。6頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。7頁は現況写真となっております。権利移転後は水稻栽培をする予定とのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。

次に2番を説明いたします。資料は8頁となります。所在が西彼町中山郷字猿山（サルヤマ）、の田、計2筆・4,054㎡の申請となっ

ています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人：申請物件を手放し、耕作に便利な農地を取得するため、譲り受け人：譲渡人の希望もあり、また申請地は譲受人の耕作地に近く、耕作に便利のため」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は9頁から15頁までで、9頁に位置図、10頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅から約2.8kmのところに申請地があり、車で約8分です。11頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。12頁は航空写真で、赤枠で囲まれた2箇所が申請地となっています。申請地の東側に隣接するところに申請人の耕作地があります。13・14頁は現況写真となっています。権利移転後は「野菜畑として利用する予定」とのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

12番 先に2番から説明します。11項の図面を見ていただければ分かりますが、今回申請の譲渡し人の土地は譲受け人の農地に囲まれたように存在しており、双方協議して合意がなされたものであります。

また、2番の譲渡し人も耕作に便利な農地を取得したいという希望があり、自作地に隣接した今回申請の農地について、譲渡し人が手放したい意向があるということから、合意がなされたものであります。農地の利用について、うまくマッチしたものと考えますのでご審議方よろしく願いいたします。

議長 ただ今議案第40号の1番と2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について

て」の1番、2番については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明します。資料は17頁です。「1番」は所在地が西彼町大串郷字立岩（タテイワ）田1筆、面積・668㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は子供の面倒を祖父母にみてもらうため妻の実家近くに住宅を建築するとなっています。権利種別は使用貸借権設定「永年」となっています。

添付資料は、17頁から26頁までで、17頁に位置図、18頁に付近状況図、19頁に字図、20頁に航空写真を添付し、21頁に現況写真、22頁に被害防除計画書、23頁に配置図、24頁に平面図、25頁に立面図、26頁造成工事図面を添付しています。木造かわら葺平屋の住宅168.756㎡の住宅を建設し床面積が建築面積となっています。22頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.4m、被害防除措置として、擁壁を設ける。擁壁を設置することに加え、隣接農地は親族所有の農地のため、問題は生じない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを4.9m程度に加減する。住宅を平屋にすることで高さを加減する。また隣接のうちと離れて建築するため被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。

農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

11番 先日、申請者と地区担当推進委員の3者4人で立会いをしました。現場は大串の交差点から入ったところです。市道に隣接しており排水等について問題はなく、南側は海に面し、東側の農地は譲渡し人が借りて耕作しており特段影響はないとのことでした。現場を見る限り問題はないと判断いたしましたのでご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第41号について説明がありました。
これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

28頁は農地利用集積計画集計表です。使用貸借「5年」1筆・797㎡と使用貸借「3年」1筆・622㎡、計2筆・1,419㎡と「合意解約」1件・1筆・4,954㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」(市公社貸し出し分)の賃貸借「3年」のもの1件・1筆・622㎡、賃貸借「5年」のもの1件・1筆797㎡、賃貸借「11ヶ月」のもの1件・1筆・4,954㎡、計3件・3筆・6,373㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」(県公社借入分)の使用貸借「30年」のもの1件・2筆・2,577㎡、賃貸借「30年」のもの2件・5筆・3,989㎡、使用貸借「10年」のもの3件・4筆・2,452㎡、賃貸借「10年」のもの2件・4筆・3,805㎡、賃貸借「5年」のもの5件・6筆・8,513㎡、賃貸借「3年」のもの1件・4筆3,546㎡、計14件・25筆・24,882㎡が計上されています。

29頁は個人間の使用貸借「3年」のもの1件・1筆と「5年」のもの1件・1筆の使用計2件・2筆、1,419㎡の詳細となっています。

30頁は合意解約分の1件・1筆、4,954㎡の詳細となっています。

31頁は公社貸出の賃貸借「3年」のもの1件・1筆と「5年」のもの1件・1筆、「11ヶ月」のもの、1件・1筆、計3件・3筆、6,373㎡の詳細となっています。

32・33頁は県公社借入、使用貸借「30年」のもの1件・2筆の詳細、賃貸借「30年」のもの、2件・5筆の詳細、使用貸借「10年」のもの3件・4筆の詳細、賃貸借「10年」のもの2件・4筆

の詳細、賃貸借「3年」のもの1件・4筆の詳細、賃貸借「5年」のもの5件・6筆の詳細、計14件・25筆・24,882㎡の詳細となっています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。34から36頁に借り手の農業経営状況を添付しています。農業経営基盤強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

7番 本件は、更新の案件でございます。本人に確認をしましたところ、引き続き3年間頑張って耕作したいということでしたのでよろしくお願い申し上げます。

18番 周辺の農地も借り受け人が耕作しているということから今回も借り受けたいとのことでした。地区担当推進委員とともに確認をしてまいりましたのでご審議方よろしく申し上げます。

15番 借り受け人は県の農業大学を卒業して新規就農する方で、親御さんから名義も変え、資金等借り受けながら経営していくとのことですのでよろしくお願い申し上げます。

議長 ただ今、議案第42号について説明がありました。
これより質疑に入ります。
何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

議長 次に議案第43号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 37頁をお願いします。議案第43号「農地中間管理事業における

農用地利用配分計画に関する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は38頁から44頁です。先ほど32・33頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・25筆がそのままここに計上されています。今回は全25筆のうち23筆に対して、県農業振興公社から「4者」に対し計23筆・22,305㎡の「賃貸借」「30年」のもの、1件・5筆・3,989㎡、使用貸借「10年」のもの2件・4筆・2,452㎡、賃貸借「3年」のもの1件・4筆・3,546㎡、賃貸借「5年」のもの1件・6筆・8,513㎡の計4件・23筆・22,305㎡の農用地利用配分計画（案）の詳細が38・39頁に計上されています。40頁から44頁に借り手の経営状況を添付しています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては議案書を参照ください。1・2番の2筆については、借り手が決定次第、総会に議案として提案されることとなります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5番 先日、借り受け人と現場を見て来ました。借り受け人がオリーブを栽培するとのことでした、期間が30年となっているので尋ねたところ、将来は後継者に引き継ぎたいとのことでした。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

19番 8番から13番ですが、この方はiターンで就農されると聞いております。まとまって借り受けられる農地が見つかって今回の利用配分ということでありました。また、14番から23番までの借り受け者は法人で、ほかにも借り受けにより広く耕作しております。現地は獣害が少し見られますが、対応すれば問題はないと思われれます。いずれも特に問題はないと思われれますのでよろしくお願いします。

15番 対象地は、以前親御さんが借り受けていたところで、今後はイチゴを作りたいということでした。よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第43号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございません

んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第43号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議 長 次に議案第44号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。
それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は45頁をお願いします。議案第44号の非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は1筆・899㎡について、審議を頂きたいと思います。申請者の方は1件の方になっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。

説明に入ります。今回は1番の1筆となり、資料は46頁から50頁です。所有者は崎戸町蠣浦郷の方です。46頁に位置図、47頁に付近近況図、48頁に字図、49頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。50頁が対象地の現況写真です。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 補足説明を担当委員をお願いします。

18番 地区担当推進委員と現地を確認しました。添付の写真を見ていただければ分かると思いますが、足を踏み入れる事ができないくらい荒廃しております。非農地判断の対象として問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第44号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第44号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番について、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長

次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局

報告事項の説明を行います。資料は51頁をお願いします。平成29年8月受付の農地転用許可不要案件届出について説明をいたします。大瀬戸町多以良内郷から瀬戸樫浦郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は面高瀬戸線電線・地線張替え工事に伴う工事用地の農地分の申請となります。申請地は大瀬戸町多以良内郷6箇所、瀬戸樫瀬郷3箇所の計9箇所の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請者は九州電力(株)送配電カンパニーとなります。9名の土地所有者の方から一時借用し電線及び地線の張替え工事を行うというものです。工期は平成29年9月1日から12月31日を予定しており、工事完了後は原型復旧するとなっています。関係資料は52頁から77頁までで、52頁に位置図、53頁に付近近況図、53頁に被害防除計画書、54頁に面高瀬戸線電線張替え工事に伴う工事用地等一覧表を添付しています。56・57頁にNo.32搬入路及びドラム場の字図・現況写真、58・59頁にNo.33工事車両置場の字図・現況写真、60・61頁にNo.32・33の用地平面図、62・63頁にNo.35のドラム場の字図、現況写真、64・65頁にNo.34から36の用地平面図、66・67頁にNo.40エンジン場・進入路の字図、現況写真、68頁から70頁にNo.39・40の平面図、71・72頁にNo.46ドラム場の字図・現況写真、73・74頁にNo.46エンジン・ドラム場の平面図、75・76頁にNo.49工事車両置場の字図・現況写真、77頁にNo.49工事車両置場の平面図を添付しています。54頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置に緩衝地を設ける。防護策を設ける、被害の発生の恐れがない理由として、造成箇所にあたっては土木シートを張り、土砂の流出を防ぐ。施工にあたっては、鉄板敷き及び機械設置のみとなるため、公衆衛生等の影響はなし。日照、通風、耕作等への影響については、緑地、緩衝地を設ける3.0m程度、隣接農地への通路を確保する。耕作地に隣接する箇所については緩衝地を設けるなどの対策をし、耕作の妨げにならないようにする。日照、通風については著しい影響はなし、排水計画については雨水排水自然流下、汚水・生活雑排水はなしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等
ありませんか。

　　ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出につ
いて承認することといたします。

議 長 　　以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

　　次回総会は

日時 平成29年9月28日(木) 午後3時00分から
場所 西彼保健センター

これをもちまして西海市農業委員会第9回総会を閉会いたします。
お様でした。

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

農業委員会 会長

議事録 署名人

議事録 署名人